

コミュニティ放送のサイバーセキュリティの現況について



一般社団法人 日本コミュニティ放送協会
Japan Community Broadcasting Association

令和元年9月13日

JAPAN COMMUNITY BROADCASTING ASSOCIATION

1

《コミュニティ放送の概要》

- ① 「コミュニティ放送」
 - ・ H4.1、地域の活性化等に寄与することを目的に制度化された地上基幹放送
 - ・ 周波数帯域は超短波 FM76.1～94.9MHz(現状は76.1～89.9MHz)。
 - ・ 行政、観光、交通情報等地域情報を提供する地域密着型メディアとして普及。地域に密着した各種情報番組等、住民の要望に応える放送が、できる限り1週間の放送時間の50%以上を占めていることが努力義務。
 - ・ 県域FMと同様に市販のラジオ受信機で聴くことが可能。
 - ・ 現在47都道府県、329社が運営。
- ② 「放送区域」
 - ・ 原則、一つの市区町村の一部(概ね半径5～15km程度)。
 - ・ 地域的一体性がある場合、隣々接する他の市区町村の一部も放送区域とすることが可能。
 - ※ 平成の大合併以降、放送区域が広域化し難聴エリア解消としてキャップファイア中継局を設置。
- ③ 「免許申請(先願方式)」
 - ・ 非公示無線局認定、申請者が利用できる周波数を見つけ、先に申請した者を先に審査される。
- ④ 「インタラクティブ配信＝サイマルラジオ」
 - ・ 280社が実施。

(R1.8月末現在)

【放送の出力(空中線電力の上限値)の推移】

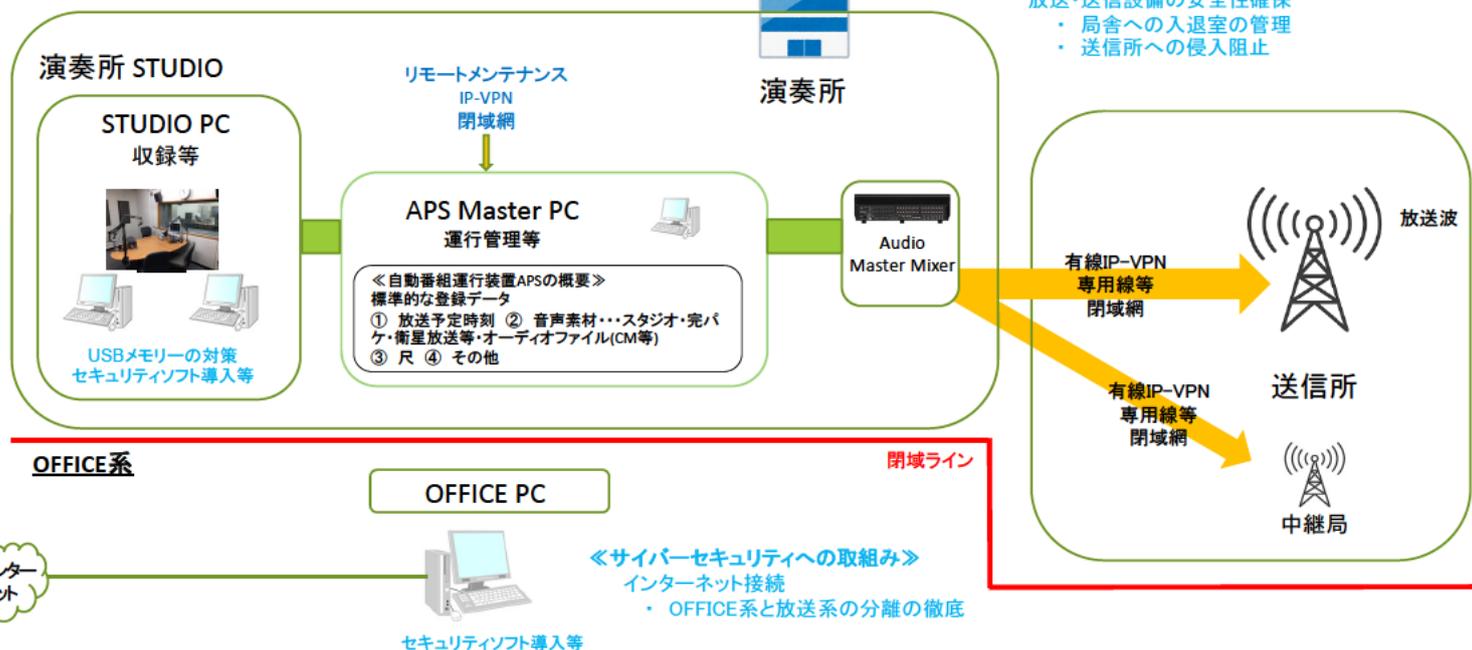
- ◇平成 4年1月: 1 W
- ◇平成 7年3月: 10 W
- ◇平成 11年3月: 原則 20 W
- ※ 20W以下で必要最小限、20W以下の放送局もあります。
- ◇平成 21年7月: 例外的 20 W超の基準明確化

【周波数逼迫地域】

利用可能周波数がV-LOW帯域(89.9～94.9MHz)まで拡張され、東京23区等及び大阪市等地域の周波数逼迫宣言は解消されましたが開設希望の帯域(76.1～89.9MHz)での周波数確保には依然厳しい状況。

《コミュニティFMの放送システム例》

放送系



JAPAN COMMUNITY BROADCASTING ASSOCIATION

《JCBA加盟社に対するサイバーセキュリティ対策の徹底》

- ① 放送・送信設備の安全性確保 局舎内への入退室の管理。送信所への侵入阻止。
- ② インターネット接続のOFFICE系と放送系分離の徹底
- ③ パソコンのセキュリティ対策の強化

サイバーセキュリティ対策の情報収集を促進するため一般社団法人ICT-ISACへオブザーバーとして参加し、2019年度中にJCBAとしてサイバーセキュリティ対策のガイドラインを作成し、会員各社に指導する。

JAPAN COMMUNITY BROADCASTING ASSOCIATION